道路敷地等の境界証明
オンライン書類審査申請（送信）マニュアル

Grafferスマート申請フォームによる事前準備・入力手順

札幌市建設局土木部測量課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

011-211-2562　　011-218-5185

事前準備：必要書類一覧とファイル容量制限

提出書類の項目	区分	容量制限・件数	留意事項
(1) 地積測量図または実測図	必須	最大 2MB	接道部分を赤線で明示（4名以上所有者は別紙合冊）
(2) 位置図、経路図、網図、街区図、成果表	必須	最大 2MB	申請地位置・周辺網図等
(3) 登記事項証明書等及び公図	必須	2MB/件（計6MB・最大3件）	申請地・隣接地・道路敷地。現住所相違時は証明書類要
(4) 委任状	必須	最大 1MB	調査士・測量会社の委任内容が分かるもの（署名または記名押印）
(5) 過去の測量情報	必須	10MB/件（計50MB・最大5件）	過去の過年度成果、地積測量図等
(6) 測量成果	必須	10MB/件（計30MB・最大3件）	基準点計算簿、境界点成果対比表、測設計算書、精度管理図等
(7) 画地調整図、その他資料図	必須	10MB/件（計20MB・最大3件）	画地調整計算等の資料図面
(8) 隣接地権者の境界承諾（確認）書	必須	最大 5MB	隣接地権者からの承諾確認書類
(9) 現地写真	必須	10MB/件（計30MB・最大3件）	境界点の近景・遠景及び境界を赤線で明示
(10) 支障物件図	該当時	最大 2MB	越境・支障物がある場合に添付必須
(11) 相続証明書類	該当時	最大 2MB	申請概要で「相続あり」を選択した場合に添付必須

すべてPDF形式に変換

添付可能なファイル形式は**「pdf」限定**です。現地写真や公図画像データ等もあらかじめPDFに変換してご準備ください。

実測図は接道部分を赤線で明示

申請地と道路敷地の接する境界線が明確に判別できるよう、**実測図の接道部分は必ず赤線で着色・明示**してください。

一時保存機能の活用

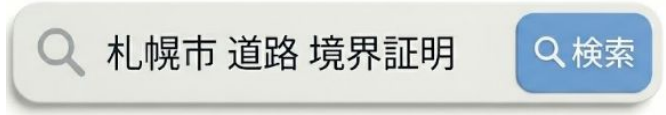
画面下部の「一時保存して、次へ進む」ボタンで入力データを保存可能です。確認作業等で時間がかかる場合にご活用ください。

1 申請ページへのアクセス

市ホームページからの検索経路

ホーム > 観光・産業・ビジネス > 建築・測量・道路 > 測量情報 > 境界証明

検索窓キーワード例



直接アクセス URL

https://www.city.sapporo.jp/doboku/sokuryo/kyoukaisyoumei/ke.html

オンライン書類審査申込みフォーム

オンライン申請について	申請（送信）方法には、1.アカウントを作成しログインして申請（送信）を行う方法、2.メールを認証して申請（送信）を行う方法の2通りあります。「操作方法」欄に掲載しているマニュアルをご確認ください。 ▪ 1.のアカウントを作成しログインして申請（送信）を行う方法では、内容の一時保存や過去の送信内容の確認が可能です。 ▪ 申請（送信）のつど、2.のメールを認証して申請（送信）を行うことも可能です。この場合、過去の履歴等を確認することはできません。
操作方法	道路敷地等の境界証明・境界確認申請オンライン申請（送信）方法（PDF：2,104KB）
申請フォーム	電子データはこちらのページから送信してください。 オンライン申請フォームのページ ※株式会社Grafferが運営するオンライン申請サイト（外部サイト）に遷移いたします。
二次元コード	（オンライン申請フォームのページへ）
注意事項	▪ 送信が正しく行われると「申請受け付けのお知らせ」メールが送信されます。内容を確認後、順次処理いたします。

2 申請方法の選択①

申請方法 1

ログインして申請

Grafferアカウントを作成・使用して申請します。申請履歴の確認や一時保存が可能です。

申請方法 2

メールを認証して申請

メールアドレスの確認のみで手軽に申請できます（アカウント作成不要）。

💡 詳細は次ページで解説します

各申請方法の特徴やアカウント登録手順の詳細は、次のスライドをご確認ください。



2 申請方法の選択②

申請方法 1

Grafferアカウントにログインして申請

（方法１）「Grafferアカウント」を作成

- **ログインして申請する**と、入力内容の一時保存や過去の申請内容等の確認ができます。
- 職場のメールアドレスを使用して、簡単にアカウントを作成することができます。

💡 **外部サービス連携:**
「Google」「LINE」の自身でお持ちの情報（アドレスとパスワード）を使用してログインすることも可能ですが、二段階認証を行う必要があります。

申請方法 2

メールを認証して申請

（方法２）メール認証

- メールアドレスを入力すると、申請用のURLがそのアドレスあて送付されます。
- 届いたメールに記載されているURLから申請します。

⚠ **ご注意:**
この方法では、**申請履歴を確認することができません。**

2 申請方法の選択③

申請方法１

「Grafferアカウント」を作成、ログインして申請に進む

- **「Grafferアカウントをお持ちでない方」**は、**「新規アカウント登録」**を押すと入力フォームが表示されます。
- 入力フォームにて、氏名、登録アドレス、パスワードを入力し、**「Grafferアカウントに登録」**を押します。
- ２回目以降は**「Grafferアカウントをお持ちの方」**にて**「Googleでログイン」「LINEでログイン」「メールアドレスでログイン」**のいずれかにてログインしてください。



2 申請方法の選択④

申請方法 2

メールを認証して申請に進む

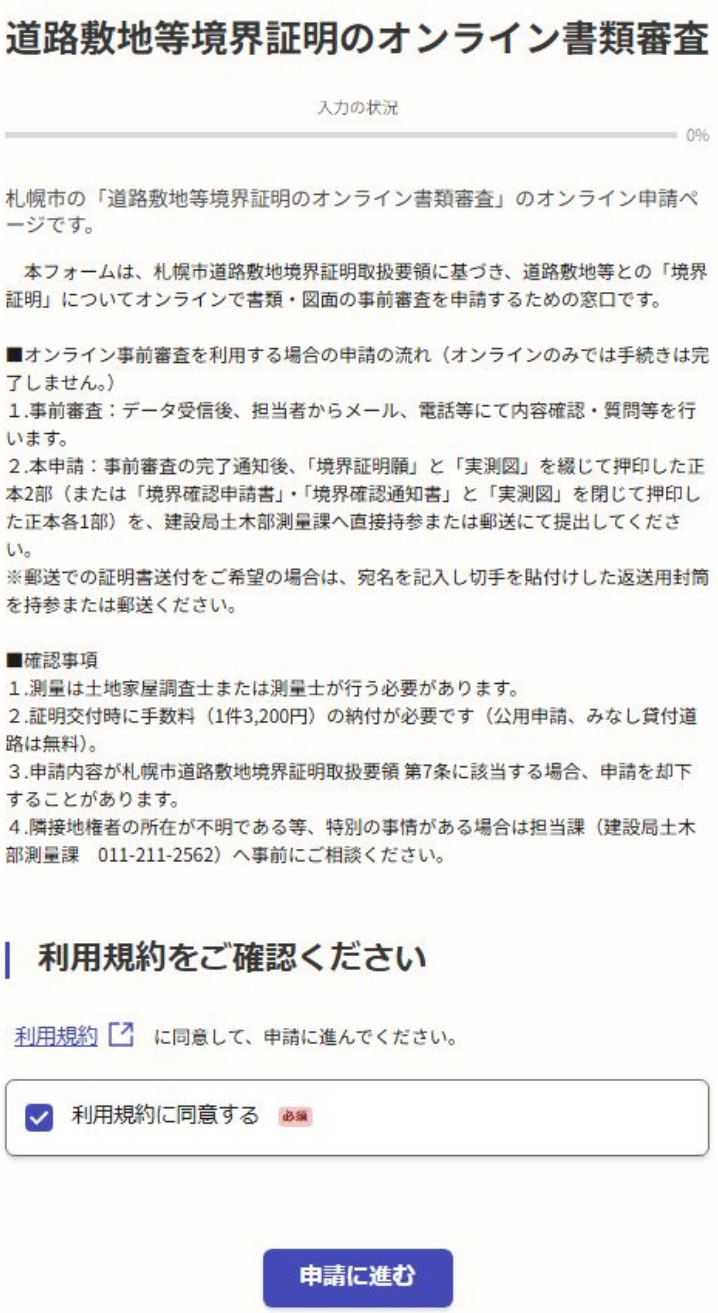
- **「アカウント登録せずにメールで申請」**を押すと、下にメールアドレスの入力欄が表示されるので、メールアドレスを入力し、**「確認メールを送信」**を押します。
- その後、Grafferから届いたメールを開き、記載された**URL**をクリックします。



3 申請内容の入力
(1) 利用規約の確認

利用規約の同意

利用規約をご確認の上「利用規約に同意する」にチェックを入れ、「申請に進む」ボタンを押してください。



3 申請内容の入力
(2)申請者情報の入力

氏名（法人名・役職）
調査士事務所または測量会社の場合は、「〇〇測量(株) 代表取締役〇〇」あるいは「土地家屋調査士〇〇〇〇」と正確に記載します。

法人検索ボタンの活用
上部の「法人を検索して自動入力する」を使用すると、名称や本拠地住所を素早く補完できます。

連絡担当者名・日中連絡先
審査時の補正指示や確認事項の連絡窓口となる実務担当者名と直通電話番号を入力してください。

⚠代理申請を行う場合、後ほど委任状の添付が必須となります。



3 申請内容の入力
(3)申請概要

申請目的（複数選択可）
「境界確認」「合筆」「分筆」「地籍更正」から該当する目的をすべて選択してください。

新設標の設置予定・越境物の有無
各項目のプルダウンより選択します。現地状況と相違がないよう確認してください。

申請地の相続（所有者の死亡）
「相続あり」を選択した場合、提出書類の添付にて**相続証明書類の添付が必須**となります。

⚠相続手続き中などで所有者が亡くなられている場合は、戸籍関係書類の事前準備が必要です。



3 申請内容の入力
(4)境界証明を交付する道路敷地等の選択

申請地に接する道路敷地等の所有区分

申請地が接している道路敷地が、市有地のみ・国有地のみ・両方のいずれに該当するかをお選びください。

市有地と国有地の両方がある場合

申請地（地番）が、すべて市有地と国有地の両方に接しているかをお選びください。

⚠ **申請する土地の中に「市有地にしか接していない地番」や「国有地にしか接していない地番」が1筆でも含まれる場合は、「いいえ」を選択してください。**



3 申請内容の入力
(5)申請地情報の入力

申請する土地の表示

登記簿上の住所地番を正確に記入します。複数の地番がある場合はカンマ等で区切って入力可能です。

※ひとつ前の設問で「いいえ（市有地のみ、または国有地のみに接する土地が含まれている）」を選択した場合：
申請地の入力フォームは、市有地に接する土地に関するものと国有地に接する土地に関するものの２つが順に表示されます。入力の際はご注意ください。

土地所有者（最大3名まで）

共有名義等で複数の所有者がいる場合は「追加する」ボタンを押して3名までフォームに入力します。

※所有者が4名以上の場合：
フォーム上の直接入力は3名までです。4名以上の場合は別紙を作成（任意様式）し、実測図と合わせて添付してください。（フォームには「別紙のとおり」とご入力ください）



3 申請内容の入力
(6)隣接する道路情報の入力

> **注記：隣接道路情報の入力は「市有地」の場合のみ必要です。**

路線番号・路線名・住所地番

道路台帳を参照し、路線番号（例: ○○-○○○○）および正確な路線名を入力してください。また、登記事項証明書等に記載の住所地番を入力してください。

複数路線の追加（最大4路線）

角地などで複数の路線に接している場合は、「＋追加する」ボタンを押して路線ごとに入力してください。

> **路線番号が不明な場合は、事前に道路台帳閲覧窓口等にてご確認ください。**



3 申請内容の入力
(7)提出書類の添付①

(1) 申請地の地積測量図または実測図（2MB）
道路敷地との接道部分を赤線で明示してください。土地所有者が4名以上の場合で別紙がある場合もここに添付します。

(2) 位置図、経路図、網図、街区図、成果表（2MB）
必要図面等を添付してください。

(3) 登記事項証明書等及び公図（計6MB）
申請地・隣接地・道路敷地のすべてを含むもの。現住所と登記住所が異なる場合は住所の繋がりを示す公的書類が必要です。



3 申請内容の入力
(7)提出書類の添付②

(4) 委任状（1MB・代理申請時必須）
委任者の署名または記名押印が必要です。

(5) 道路敷地境界を決定するために使用した過去の測量情報（1ファイル10MB／計30MBまで）
過年度の測量成果、地積測量図等を添付してください。

(6) 測量成果（1ファイル10MB／計30MBまで）
基準点測量計算簿、境界点成果対比表、境界点測設計算書、精度管理図（表）等を添付してください。



3 申請内容の入力
(7)提出書類の添付③

(7) 画地調整図、その他資料図（1ファイル10MB／計30MBまで）
画地調整図と、その他資料があれば添付してください。

(8) 隣接地権者の境界承諾（確認）書（5MBまで）
隣接地権者からの承諾確認書類を添付してください。

(9) 現地写真（1ファイル10MB／計30MBまで）
境界点の近景・遠景及び境界を赤線で明示してください。



3 申請内容の入力
(7)提出書類の添付④

条件該当時のみ表示される追加添付項目です

(10) 支障物件図（必要な場合必須・最大2MB）

現地に越境物や工作物等の支障物件がある場合に添付が求められます。位置や形状、寸法を明示した図面を添付してください。

(11) 相続証明書類（必要な場合必須・最大2MB）

申請概要で「相続あり」を選択した場合に必須となります。戸籍謄本や遺産分割協議書等、権利承継関係を証明する書類を添付してください。



3 申請内容の入力
(8)同意事項の確認と送信完了

オンライン書類審査申請申請前の同意事項（必須）

(1)～(6)までの6項目および「札幌市道路敷地境界証明取扱要領」の規定を確認の上、チェックを入れます。

申請内容の確認

最後に、申請内容の確認画面が表示されますので、ご確認の上、「この内容で申請する」ボタンを押してください。

申請の完了

申請が完了しましたら「申請が完了しました」の画面になり、完了メールが登録メールアドレスに送信されます。

以上で申請は完了です。お疲れさまでした。



申請前のチェックリスト及び申請後の流れ

送信前の最終確認ポイント

- ✔ 添付書類の容量は各項目の規定上限（2MB～10MB）以内に収まっていますか？
- ✔ 所有者が4名以上いる場合、別紙を作成して実測図と一緒に合冊添付していますか？
- ✔ 市有地の場合の「路線番号」「路線名」は道路台帳等と正しく一致していますか？
- ✔ 申請地の情報は、登記情報と正しく一致していますか？

オンライン書類審査申請後のステップ

1. データ受信
市から「申請受け付けのお知らせ」メールが届きます。

↓

2. 事前審査
担当者から内容確認・修正指示があればご連絡いたします。（Graffer上または電話・メール）

↓

3. 審査完了
審査が完了しましたら、「交付物のお知らせ」「事前審査完了のお知らせ」メールが届きます。

↓

4. 原本提出（来庁・郵送）【重要】
「境界証明願」と「実測図」を綴じて押印した正本2部（または「境界確認申請書」・「境界確認通知書」と「実測図」を閉じて押印した正本各1部）を持参または郵送で提出してください。（郵送での証明書返送をご希望の場合は、宛名を記入し切手を貼付した返送用封筒を同封してください。）
※オンラインのみでは手続きは完了しません。